平成 25 年 5 月 10 日

各　位

会 社 名　**株式会社ゲオホールディングス**
本社住所　愛知県春日井市宮町一丁目1番地1
代表者名　代表取締役社長　遠藤 結蔵
（コード番号:2681 東証・名証 第一部）
問合せ先　取締役 吉川 恭史
（TEL0568-33-4388）

当社子会社に対する金融商品取引法違反事件に係る判決のお知らせ

当社子会社である、株式会社 NESTAGE（以下「NESTAGE」という。）は平成 23 年 8 月 3 日付けで起訴されておりましたが、平成 25 年 5 月 10 日、大阪地方裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 経緯および判決の内容

当社子会社の NESTAGE が平成 22 年 2 月 10 日開示の「第三者割当による新株式（普通株式およびＡ種優先株式）の発行および新株予約件の償却に関するお知らせ」における現物出資に関する公表が、大阪地方検察庁から金融商品取引法違反の容疑により平成 23 年 8 月 3 日に起訴されたもので、本日、大阪地方裁判所において、NESTAGE に対する罰金 300 万円の判決が言い渡されました。

また、平成 23 年 7 月 14 日開示の「当社子会社役職員の逮捕について」にて、お知らせいたしましたとおり民事再生手続開始の申立て以前のことであり、当社の連結子会社化以前のことではありますが、当局の捜査に全面的に協力してまいりました。

なお、子会社 NESTAGE につきましては、平成 24 年 8 月 29 日開示の「組織変更および人事異動ならびに子会社代表取締役の異動に関するお知らせ」のとおり、代表者変更を行い更なるコンプライアンス強化に努めております。

2. 起訴された当社子会社の名称

（1） 商号　　:株式会社 NESTAGE
（2） 本社所在地　:愛知県春日井市宮町一丁目1番地 1
（3） 代表者　　:寺田 浩太郎
（4） 資本金　　:10 百万円
（5） 事業内容　　: TVゲーム関連事業

3. 判決のあった裁判所及び判決年月日

（1） 裁判所　　:大阪地方裁判所
（2） 判決年月日:平成 25 年 5 月 10 日

4. 今後の見通し

当社及び NESTAGE といたしましては、本判決を厳粛に受け止め、判決文を精査し今後の対応を検討してまいります。なお、本判決による当社業績への影響は軽微であります。

以上